

空き家を 放置しないで!!



令和8年度 空き家相談会を開催します

第1回

5月15日(金)
14時30分~16時30分

第2回

7月24日(金)
☾18時00分~20時00分

第3回

9月16日(水)
☾18時00分~20時00分

各回30分単位で事前予約制

会場：北庁舎1階101会議室

相談員：建築士・宅地建物取引士
司法書士・行政書士

建替えや、解体、売却、貸したい、相続、借地権などの相談にお答えいたします。



空き家の解体工事費を助成する制度があります

助成対象：昭和56年5月31日以前に建てられた空き家で
区が危険と判定したもの
(事前に相談窓口またはお電話でご相談ください。)



空き家の活用をサポートします



使っていない建物をお持ちの方、ご相談ください。
建物の活用提案など、サポートを行っています。

相談窓口・申し込み先

荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課 03-3802-4079